

消費税改定に伴うご案内

平素より飯田ケーブルテレビ各種サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、2019年10月1日より消費税率が改定されます。これにより改定日以降、弊社提供のサービス、商品の料金につきましては、新税率にて計算された金額で請求させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1、改定となる消費税率の適用日は「役務の提供日」が基準となります。（「役務」とは、お客様との契約に基づき実施される労務やサービスのことを言います）。具体的には、契約時の事務手数料などについては、お申込みを承諾させて頂いた日を基準に税率が適用されますが、工事費用、月額料金、物品販売等につきましては「実施日・提供開始日・商品のお渡し日または取付日」を基準に税率が計算されます。仮にお申込みを頂いた日が税法改正施行日（2019年10月1日）前であっても、工事を実施した日、サービス提供を開始した日、商品をお渡しした日が改定施行日以降の場合は、当該料金については新税率にて計算された金額を請求させて頂くこととなります。予めご了承下さい。

項目別の消費税改定後税率と適用基準日の詳細

項目		適用タイミングと税率
月額利用料	光回線(いい- <small>NET</small> 光)基本料	利用期間が2019年9月30日まで：8% 利用期間が2019年10月1日以降：10%
	ictv ひかり電話基本料	
	ictv ひかり電話通話料	
	テレビ伝送サービス料	
	テレビ（光キャスト TV 等）利用料	
	安心なんでもサポート	
	安心ほっとライン	
	インテリジェントホームサービス	
	モバイルサービス月額基本料	
	モバイルサービス通話料	
	各種付加サービス	
工事費用	各種工事費	工事日が2019年9月30日まで：8% 工事日が2019年10月1日以降：10%
物品販売	弊社から販売する各種物品の費用	お渡し日または取付日が2019年9月30日まで：8% お渡し日または取付日が2019年10月1日以降：10%
事務手数料	新規契約手数料	お申込の承諾日が2019年9月30日まで：8% お申込の承諾日が2019年10月1日以降：10%
	転用・事業者変更手数料	
	インテリジェントホーム契約事務手数料	
	モバイルサービスSIM発行手数料	

2、NHK受信料金に関しましては、今回の税法改正に伴う料金変更はありません

ご案内に関するお問い合わせ先

株式会社飯田ケーブルテレビ本社 電話 0265-52-5406